船橋市地域包括支援センター受託法人公募結果について

（船橋市新高根・芝山、高根台地域包括支援センター）

１．受託候補者　**社会福祉法人　創明会**

２．評価結果

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 評価区分 | 評価項目（大項目） | 配点 | 評価結果 |
| （各評価委員の平均点） |
| 受託候補者 |
| 書類審査 | 1.業務の継続性・安定性 | 70点 | 55.60点 |
| 2.業務の実効性 | 100点 | 78.10点 |
| 3.業務の管理 | 60点 | 42.70点 |
| 4.見積金額 | 20点 | 20.00点 |
| 合 計（A） | 250点 | 196.40点 |
| 面接審査 | 1.ﾌﾟﾚｾﾞﾝﾃｰｼｮﾝ及び質疑応答 | 50点 | 36.57点 |
| 2.総合評価 | 20点 | 15.14点 |
| 合 計（B） | 70点 | 51.71点 |
| 総得点（A＋B） | 320点 | 248.11点 |
| 順位点 | －　　 | 7点 |

＊委員ごとに書類審査及び面接審査の合計点の高い順に順位を付し、その順位点を法人ごとに合計して数字の１番低い応募者を候補者とした。

３．審査基準（抜粋）

　１）基本的な考え方

　　　評価は、「書類審査」「面接審査」「順位づけ判定」により行う。

　２）書類審査

　　　書類審査は、提出された書類に基づき判定する。

　　【判定基準】

①評価委員の採点の平均が配点の２分の１に満たない大項目が一つでもある場合は面接審査に進めない。

②業務の企画・提案項目の合計得点の平均が６０％（１３8点未満）である場合は面接審査に進めない。

③上記２つの要件を満たした法人が４法人以上ある場合は、順位づけ判定を行い上位３法人のみが面接審査に進む。

３）面接審査

　　面接審査は、プレゼンテーション及び質疑応答に基づき判定する。

　　【判定基準】

①評価委員の採点の合計得点の平均が５０％以上でなければ順位づけ判定はできない。

４）順位づけ判定

書類審査及び面接審査の基準を満たした法人が複数ある場合には、順位づけ判定を行う。

　　【判定基準】

①順位づけ判定は、委員ごとに書類審査及び面接審査の合計点の高い順に順位を付し、その順位点を法人ごとに合計して数字の１番低い応募者を候補者とする。